



教職員レッド・ページ概要ノート（その1）：  
青森・岩手県における教職員レッド・ページ

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2012-11-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 明神, 勲 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.32150/00003024">https://doi.org/10.32150/00003024</a>

## 教職員レッド・ページ概要ノート（その1）

—— 青森・岩手県における教職員レッド・ページ ——

明 神 勲

### はじめに

(一) 1949年から1950年にかけて全国を席卷した教職員レッド・ページは、戦後教育史上、最も大規模な教職員弾圧事件であった。<sup>(補注)</sup>それは、教職員組合運動はもとより教育研究・実践、学校管理・運営、PTAと学校の関係、教職員・父母の法意識等教育研究・実践・運動のあらゆる領域に深刻な影響を及ぼし、戦後教育（運動）史の「ターニング・ポイント」を画する重要な事件であった。しかし、今やそれは歴史の片隅におしやられ忘れ去られた存在となろうとしている。忘れ去らせたのは三十余年の時の経過だけではない。

(二) レッド・ページの指示・督励者であった文部省およびこの執行者であった教育委員会の手になる戦後教育史の叙述において、これが黙殺の扱いをうけていることはうなづけないでもない。因みに、文部省『学制百年史』（1972年）は、460頁におよぶ戦後教育史の叙述において自ら指示し実行させたレッド・ページについてはただの一行も触れることがない。彼らにとってレッド・ページは、知られることが誠に不都合で可能なら暗い闇の中に閉じこめ葬り去りたい汚れた戦後教育史の一角だからである。

一方、本来レッド・ページと闘うべき立場にあった教職員組合の手による戦後教育史叙述に眼を転じてみよう。残念ながら、レッド・ページの実態、性格、戦後教育（運動）史上の評価等を学ぼうとする我々の期待はここでも裏切られることに気づく。多くの組合史のこれに関する叙述は、曖昧・不正確な記述、歪んだ評価という共通の欠点をもっており、驚くべきことにこれを完全に黙殺し一行も触れることがないという県教組史さえ見受けられるという実態にある。例えば、組合史として代表的な日教組編『日教組三十年史』（1977年）では「日教組はいちはやく反対声明をだすとともに、10月5日には高瀬文相と会見し『特定のイデオロギーを持つ者を教職から排除することは不当だ』と抗議した。各県では、高知のように一人の首切りも許さないところもあったし、首切りのリストから一人でも多くの活動家をはずす努力をすると同時に、多くの県で不当減首撤回を迫る法廷闘争を組織していった」（49頁）との叙述がなされているが、これは不正確な記述、歪んだ評価の典型的事例といえよう。このような叙述が当時の被追放者たちの評価に耐え得るものでないことは明らかである。

レッド・ページの叙述において多くの組合史がこのような欠陥から免れることができなかった原因はどこにあるのだろうか。第一に、本来抵抗すべき当時の組合（幹部）の対応のあり方——認識、実態を反映しこれに規定されているということである。即ち、当時の組合（幹部）の対応は、後生に誇りをもって正確に語れる性格のものとはかけ離れたものであり、この点では奇しくも官側のこ

れに対する立場と程度の差はあれ共通性を有することである。<sup>(1)</sup>第二に、組合史を編集する後世の編集者（組合・幹部）のこれに対する認識、評価に規定されていることである。組合史において過去のどのような事実をどのように叙述するかは、現在（編集時）の組合（幹部）の判断によるものであるが、その際、現在の組合の運動路線、戦後教育（運動）史観が反映するのは言うまでもない。その意味で、組合史におけるレッド・パージの扱いは、当時の組合の対応・認識と現在の組合の性格を二重に映し出す鏡の役割を果しているといつて過言ではない。

教職員レッド・パージが「戦後教育史の不分明な部分」<sup>(2)</sup>あるいは「戦後教育史の『死角』」<sup>(3)</sup>と評される実態にあるのは、官側がこれに関する資料を秘匿してきたということだけでなく上記のような運動側の問題にも起因しているのである。

(三) このような中で、当時の被追放者たちの手によってレッド・パージの実態を解明し戦後教育（運動）史への復権を意図する努力が集団的になされるに至ったことが注目される。東京都教職員レッド・パージ三十周年記念集会実行委員会編『レッド・パージに抗して三十年』（1980年）および教職員レッド・パージ三十周年記念刊行会編『三十余年の星霜を生きて』（1983年）の二著は、その貴重な成果である。この二著は、これまでの官製教育史も組合史も語ることを避け曖昧にしていた事実、実態に光をあて、今後の究明に資する多くの手がかりを提供してくれている。

筆者は、教職員レッド・パージという地点を基軸にして戦後教育（運動）史分析を志しているのであるが、本論文は、この二著に学び励まされつつその意図を継承しようとするものである。とはいえ、これに関し現在手にし得ている資料、文献は極めて貧弱である。また、このような作業は個人の手工業的努力によってよくなし得る性格のものではなく集団的努力が要求されている。従って、本論文では基礎的事実に関し筆者の現在もち得ている情報を提供し今後の調査、検討課題を明らかにすること、これを通じ研究・調査上の協同関係を進展させる契機とすることを目的としたい。

## 【青森県に於ける教職員レッド・パージ】

### 一 辞職勧告の概要

#### (一) 人事刷新基準

1949年11月10日、青森県教育委員会（以下、県教委、と略称）は、人事刷新方針ならびに基準を発表しこれに該当する対象者13名に対し辞職勧告を実施することを公表した。人事刷新方針および基準は次のとおりである。

「①日常の言動に照らし教職員として好ましくないもの ②勤務状況不良にして著しく能率の上らないもの ③非民主的な言動をなし民主教育の担当者として不適当なもの ④以上三項に関連し地域社会の公正な世論と甚だしく相容れないもの、となっており、右四項に該当する者に対して退職を勧告応じないものに対しては免職又は休職の措置を講ずることになっている。

……田村教育長談 今回の退職勧告は委員会で決定の人事刷新方針に基くもので一時的な赤い教員の追放という意味ではない。県教育の能率向上と確立のための人事刷新で今後もこれの該当者が出た場合には退職勧告を行うつもりだ」（『東奥日報』1949年11月12日）

これより先に田村教育長は「本県教員はあくまで現在数を確保しなければならないと考えるが、質の問題は別である。純教育的にまたは常識的に考えてこれは困るという先生は辞めてもらうよりほかはないと思う。従来もこのような人には勧告して自然退職の形で辞めてもらったものもあるが、ま

とめて辞職勧告することは極力慎重を期さなければならない」（『毎日新聞（青森版）』 1949年10月28日）と語っていたが、「質の問題」は全く異なる内容のものとして四基準では具体化されている。即ち、基準①、②で問題とされる所謂「教職不適格」とみなされる者と、③で問題とされる「非民主的」=共産党員・同調者とみなされる者の二つを対象としていることである。一斉辞職勧告の対象者として前者を含めたのは、本来の目的である後者の追放=レッド・ページの本質をカムフラージュする為の煙幕であった。何故なら、前者に対する辞職勧告は、田村教育長が語っているように個々のケースにつき個々人に対して行うという従来の方法で充分可能であり、今回のように基準を設定し一斉辞職勧告をするという方式は全く不必要であったからである。

田村教育長談で注目されるのは、第二次レッド・ページをも示唆していることである。これが教職員、組合に与えた心理的圧力は小さなものではなかったと思われる。

なお、基準④の「地域社会の公正な世論と甚だしく相容れない」という表現は、日本語の表現としてはきわめて生硬、不自然であり英（米）文の翻訳を推察させる。

### （二） 勧告時期、被勧告者数

辞職勧告は11月15日から行われた<sup>(4)</sup>（第一次）。

なお、1950年に入ってから再び1名に対して辞職勧告が実施された<sup>(5)</sup>（第二次）。

第一次の被勧告者数は13名（小・中学校12名、高校1名）で、この内基準①、②の該当者5名、基準③の該当者7名、基準④のそれは1名とされている（『東奥日報』 1949年11月12日）。基準③該当とされた7名は全員が共産党員であったのに対し、他項該当者6名は「若少、無資格助教員」（『毎日新聞（青森版）』 1949年11月11日）等の所謂「教職不適格者」と見なされた者で、該当項目により教員の「質の問題」が見事に区別されている。なお、共産党員7名の中には校長1名、教頭1名が含まれている。

第二次の勧告月日が1950年のいつかは不明であるが、3月以前と思われる。被勧告者は漆山終吉氏（八戸商）で、同氏は共産党員ではなかったが積極的な組合活動家であった。

従って、青森県の被勧告者数は第一次、等二次合せて14名（小・中学校12名、高校2名）で、共産党員7名、組合活動家1名、その他6名という内訳になる。なお、県教組幹部は1名も対象にはなっていなかった。追放された共産党員、組合活動家の8名は、いずれも「終戦後、各都市教組の組織者であり、県教組運動の草わけであり、そして歴史的な二・一スト、教育会解散、戦犯教員の追放、教育委員選挙運動の先頭に立った人々であり、いわば県教育民主化運動の背骨となって活動した人びと<sup>(6)</sup>」であったという。

### （三） 辞職勧告の方法

辞職勧告は、各地方教育事務所長が当該学校を訪れ本人に対して口頭で行なった。中には「南郡和島所長のごときは宴会出席の上、酔顔を以て本人に対し鹹首を云々し、翌日再び酒席にあり酩酊のままに辞職を勧告した<sup>(7)</sup>」という不謹慎な事例もあった。

辞職勧告の際に被勧告者たちが処分理由の説明を求めたのに対し「分からない、何も言えない。疑問があったら県教委で聞くように<sup>(8)</sup>」というだけで一切答えず、勧告を拒否した7名が教育長との集団交渉の場でこれを求めたのに対しここでも「只々『不適格』、具体的にと追求すれば『言えない』の一点張り<sup>(9)</sup>」であったという。さらに、被勧告者達の請求にも拘らず処分説明書も交付しなかった。このような処分告示は、教育公務員特例法に規定されていた処分手続上の適法性を欠くもので、同様のケースにつき千葉地裁は処分手続上の瑕疵を理由に処分取消しを命じている。<sup>(10)</sup>

教育長は、7名が最終的に勧告受諾という段階において初めて「君達は立派な教員だ、父兄にも子供にも、仲間にも信頼され、教育民主化の闘士である。……しかし、軍政部の指令をはねかえす力が県にも、教育委員会にも、国にもないのが残念でならない。被占領国だということで忍んで貰いたい」<sup>(11)</sup>と涙ながらに告白したという。

## 二 レッド・ページの準備過程

### (一) 占領軍（青森県民事部）と県教委

「レッド・ページは県教育委員会……の名で行われたが事実は軍政部（民事部——引用者）の『共産党員を排除せよ』との厳命で強行されたものである。県教委はいわば軍政部の支配人的役割を演じたのである」<sup>(12)</sup>という指摘は、教職員レッド・ページの場合の主導者と直接執行者の関係を正確にとらえたものと考えられる。県教委が追放に着手するまでの経過について秋元良治氏は、当時の県教委幹部、被追放者たちからの聞きとりをもとに次のように指摘している。

「青森県教育委員会が……連日のように秘密会や対策会議を開催し『教育職員刷新方針』を決定して、やっと腰をあげて……教職追放にふみきったのは11月もなかばを過ぎてからである。敢えて、やっと腰をあげてと表現したのは、それまで県教委と青森軍政府との間に、さまざまな経緯があったからである。そのものズバリで言うならば、当時の県教委が青森軍政府に対してでき得る限りの抵抗をこころみて容易にみこしをあげなかったからである。……かなり前から青森軍政府では、再三、再四にわたって県教委に対して『レッド・ページのリストを提出せよ』と矢のような催促をしておいた。それに対して県教委では、ナントカ、カントカと屁理屈をならべて延引策をとっていたのである。業を煮やした青森軍政府では、某日『これではどうだ』と逆にレッド・ページのリストを県教委にしめしてきたのである。リストには、なんと驚くなかれ、53名にわたる組合幹部の名が書かれてあった。……県教委はそれを拒否した。そんなことでしたらあげく、ある程度のはかせいだものの、時流に抗しきれず、ついに『教育職員刷新方針』なるものを決定したのである。」<sup>(13)</sup>

民事部リストにあげられていた53名は、日教組飯坂大合（1949年5月20日～22日）参加の代議員の全員、組合大会や会議で勇ましい発言や言動をしていた組合幹部の殆んど全員、農民の供出米反対闘争に参加していた教員であったという。ここでは、①県民事部が県教委に対しリスト提出要求をした「かなり前」、②民事部が県教委に追放リストを提示した「某日」、③県教委が「教育職員人事刷新方針」を決定した「ついに」の時期がいずれも明示されていないが、②の時期は次に紹介する記述から10月中旬以前と推察される。

### (二) 県民事部と県教組

追放リストの作成および追放に県教組委員長がかかわっていたことについて次のような指摘がある。

「24年10月中旬、県教組執行委員長・桜田志朗氏と県教委、特に田村教育長との接触によってレッド・ページ必至の情勢が話合われた。その直後桜田委員長が軍政部に召喚され、はじめてその意図と全貌が明らかになったといわれている。その時のリストは、殆どどの県教組、郡市教組の役員と活動家及び教員として無能力とされるものを網羅した200名以上の名がつけねられていたといわれている。その席上桜田氏は、共産党員排除に協力することを要請され、その上共産党員を指名することを命じられて心ならずも数名を指名せざるを得なかった、といわれている……。特に昭和22年

1月、第5代執行委員長に就任し二・一闘争を闘った漆山終吉氏や前記7名その他が、名差して、是非排除に協力してくれ、としつこく強要されたという」<sup>(14)</sup>

占領軍が組合幹部多数を含む大量のリストをまずつきつけ脅迫し、組合幹部にレッド・パージへの事実上の協力を強要し組合の反対闘争を事前に封殺するという手法は北海道におけるそれと極めて類似している。

### (三) 県教委の追放作業

県教委がどのようにして追放作業を進めたかについての詳細は現在殆んど不明であるが、新聞では次のように報じられていた。

「本県も四囲の情勢から一せいで辞職勧告は避け難いものとみられ、県教育委員会では田村教育長が中心となり地方教育事務所との直接連絡により、極めて慎重に準備を進めている模様だ 田村教育長談 ……一せいで勧告はやらないとはいえないが、現在事務所から特に報告して来るもの、あるいは投書などで浮び上ったものは調査し、全般的な特別の調査はしていない」(『毎日新聞(青森版)』1949年10月28日)

「注目されていた不適格教員の整理について、県教育委員会では2日、青森商工会議所に委員田村教育長、各教育事務所長だけで秘密会を開催協議を行った。同日は結論を得るまでに至らなかったため4日も引続き開会大綱をきめたが、各地方事務所に報告させている対象者調査もまとまった模様であり、今月中旬には一斉辞職勧告が発表されるものとみられるに至った。該当教員数は種々臆測されているが十数名に落ち着くものとみられる」(同前 1949年11月5日)

「去る8日教育委員会でも教職員の政治活動について『黨員である前にまず教育者であれ』の方針の下に新たに学校教職員人事刷新方針を決定、能率、政治活動等で好ましくないとみられる教員13名に対し辞職勧告を行うことになった。……県教育委員会ではこの方針に従い今月初め各地方事務所、学校長と連絡、約20名に及ぶ被該当者に就て検討審議の結果8日の臨時県教育委員会で13名が退職勧告の対象となった」(『東奥日報』1949年11月12日)

これらの報道から、①追放リストは、11月初旬の段階で約20名であったが11月8日の教育委員会で最終的に13名に決定した、②県教委内で追放作業の中心となったのは教育長をはじめとする事務局(教育事務所)であった、③調査は全教職員を対象としたのではなく、県教委が指示したリストにもとづき各教育事務所が実施した、等のことは知れるが、県教委と民事部および県教組間の接衝過程については一切窺い知ることができない。また、11月8日の県教育委員会で人事刷新方針ならびに基準とこれの該当者13名が同時に決定されたというのは奇妙である。人事刷新方針ならびに基準の決定→該当者調査→該当者の確定というのが常識であり、この間には相当の時間的ズレがなければならぬからである。

### (四) 追放リスト

追放リストの数については、民事部が県教委に提示したものは「53名」、同じく県教組委員長に提示したものは「200名以上」といわれ、「第一次150名が挙げられたそうですが、教育長のところで80名にしばられ(た)」<sup>(15)</sup>ともいわれている。

県教委リストおよび民事部リストがどのようにして作成されたのか、県教委リストと民事部リストの関係および県教委リストが最終的に13名に削減される過程については現在のところ不明であ

る。追放された共産党員、組合活動家の8名については両方のリストが重なっていたことからすると、民事部リストをもとに県教委リストが作成されたものと推測される。

### 三 青森県教組の対応

① 県教組委員長が民事部に召喚され、レッド・ページへの協力を強要され一部これに応じたことは既述のとおりである。

② 県教組は、11月2日、知事、県教委宛てに以下の要望書を提出した。<sup>(16)</sup>

#### 要 望 書

今全国的に行われている教員の整理問題が本県に於ても行われることは時間的な問題であって到底避け得られない状況にあると考えられる。……貴職におかれてはこの重大問題の処理に当ってはいやしくも教育史上に汚点を残さぬよう全智全能をしばって慎重審議、明解な処理をせられるよう左記要項を添え要望致します。

#### 記

- 一. 組合運動に挺身したと云う理由で誡首の対象とする事は組合運動の弾圧であって健全な組合を育成しようと云う基本線にもとり、且法治国に居て法を無視するものであるから絶対に避けるべきである。
- 二. 単に特定政党の政党员若くは思想の持主であるというだけの理由では誡首の対象になり得ないことは憲法並に16原則に明瞭である。教育基本法第8条の適用については慎重に調査の上当たられたい。
- 三. 今回の整理が真に止む得ないものとするならば組合としても必ずしも反対するものではないが組合員の大部分が納得する線でありたい。尚退職の理由は明確にせられたい。
- 四. 被整理者には必ず弁明の機会を与えるべきである。
- 五. 被整理者の退職金については特段の考慮を払われたい。
- 六. 今回の整理に当っては此の事の為教職員が教育上の創意を衰退せざる様充分注意するは勿論、進んで教育界に清新の気を与え、教育を興隆にみちびく様留意されたい。
- 七. 被整理者の爾後の生活については別段の措置を考慮せられたい。

レッド・ページを事実上承認し、これを前提に手続上の慎重さと被整理者の退職諸条件への配慮を要望するというのがこの要望書＝県教組の基本的立場であった。

③ 県教組は11月5日、6日に臨時大会を開いたが、ここではレッド・ページ問題につき次のような論議がなされたという。

「この大会では、前記7名(後に追放処分を受けた共産党員の7名——引用者)を含む多くの代議員から『首切りの理由は何か』『誰が首を切るのか、軍政部か教委か』『これまでの執行委のつかんだ経過を明らかにせよ』『対象者が200名とも87名とも20名とも言われているが、誰々なのか』『県教組は首切り撤回で闘う意志があるのか』など問題点を追求されたが、執行部からは『組織を守るために答弁することができない』の一点張りで、討議がかみ合わず、最後に『闘わないにしてもギセイ者がでた場合その救援をどうするか』が議題になり採決の結果『救援しない』という決定が下った」<sup>(17)</sup>

県教組は、県教委の処分準備中に要望書および県教組大会において、レッド・ページに事実上の承

認を与えるという態度を表明したのであった。

④ 県教組は11月17日、退職勧告の手続きに慎重さを欠き不謹慎（前述、酒席での勧告）であるとして県教委に抗議と善処を要請する申入書を提出した。

⑤ 11月24日、「現在勧告受理を保留している7名については本人が県教育委員会に対し教育公務員特例法第15条及び国家公務員法89—92条に基いて処分理由あるいは公開審理を請求する場合はこれによる法的手続をとらせること」を県教組委員会が決定した（『毎日新聞（青森版）』1949年11月26日）。

⑥ 県教組は、レッド・ページに関し先の要望書、申入書を知事、県教委に提出したのみで団体交渉は処分前、処分後を含め1度も持っていない。

#### 四 被勧告者の対応および反対運動

##### (一) 辞職勧告に対する諾否の対応

第一次勧告を受けた13名中非党員の6名は勧告を受諾し依願退職に応じたが、共産党員の7名はしばらくこれを拒否し反対運動を続けていた。しかし、12月初旬「あくまで闘うが、この7名でおさめた場合は公判闘争などに持込まない」<sup>(18)</sup>という条件で勧告を受諾し依願退職となった。結局、13名全員が勧告を受諾した。

第二次の漆山氏も勧告を受諾し依願退職となった模様である。

##### (二) 反対運動

県教組がレッド・ページ反対闘争を放棄した為、闘いは被追放者たちを中心とする個別的なものに限定されざるを得なかった。これについて被追放者の一人であった三上齋太郎氏は次のように述べている。

「勧告が出されるとともに7名の反対闘争がそれぞれの学校の教員、子供、父兄の間でおきている。そしてこれが12月初旬の退職辞令交付の後まで続いた。三本木小の大川氏は一年生の担任であったが、一年生九学級の父兄が起ち上り、辞令撤回を求めて集会、署名、宣伝、陳情を行い、カンパ3,800円を大川氏の生活資金としてよせた。また上北郡教組書記長は大川氏の対県交渉の都度その旅費を組合費のなかからカンパした。

三上強二氏は野協中に在職したが、前任地の造道学区の青年団が反対運動にたち、浦町小の沢田氏の担任が二年生であったがいたけない教児が県庁陳情に出掛けている。当時石川中教頭であった三上の場合も別掲のような陳情運動をして下さったし共産党の組織まで乗り出して『寺子屋をつくって民主教育をやろう』という呼びかけを出し、当初は教員・生徒・農民も動員されて10日以上も宣伝活動や対教育事務所交渉、所長糾弾の闘いがつづいた。

このように対象者を中心にした『辞令撤回闘争』は、学校や校区の住民に限られた、散発的で、いきおい孤立化せざるを得なかった。教組が組織をあげて闘うというのでないところに、散発化、孤立化はまぬがれ得なかった」<sup>(19)</sup>

また、三上氏の支援運動について『アカハタ』は次のように報じている。

「石川町中学校教員三上齋太郎氏に14日県教育委員会から辞職勧告が行われたが、理由ははっきりしないので町民はPTA会長、農民組合長とともに県教育委員会におもむき意向をただした。教育委員会では三上氏は全国的に有名だからなどとあいまいな態度に出たので代表たちは町にかえり町民にこのことを訴えたところ町民たちは先生を守れ、首切りにするなど生徒とともに署名運動にの

りだした。なお、町会議長、議員……農地委員長などの町の有力者も同調、15、16日には校長と町長が教育委員会に三上先生を首にするなど陳情した」（『アカハタ』 1949年11月23日）

なお、共産党県委員会は「『整理反対』のパフレットを『アカハタ』『週刊自由』に折り込み宣伝して父兄に働きかけ」<sup>(20)</sup> たという。

## 五 その他

### (一) 1949年5月頃のレッド・ページ計画

これまで扱ってきたレッド・ページに先立って、1949年5月頃青森県において既にレッド・ページの動きが存在したことを窺わせる間接証言があり、注目される。

「1949年11月15日（昭和24年）に、私が勤務していた三本木小学校で地区の音楽研究会が開かれ、午後の全体集会では司会者として討議の進行を計っていた。その集会半ばに呼び出され上北事務所長から直接口頭で退職を勧告された。……迎えに来た校長も『5月頃所長から内報があったが、その後音沙汰がなかったので安心して今日の司会をやってもらったのだ』と述懐していた」<sup>(21)</sup>

### (二) 大学・専門学校におけるレッド・ページ

大学・専門学校におけるレッド・ページの動きについて次のような報道、報告がなされているが、事実は未確認。

「イーブルズ氏が新潟大学で『共産主義的教員は教職に適しないと思う』と講演、また人事院規則によって公務員の政治活動が規定されて以来、国家公務員である国立大学教授陣にも“赤い教員”の整理が問題となり、山梨大、富山、九大、弘前高校などでは、すでに1名から数名の教授等に辞職勧告が行われている」（『朝日新聞』 1949年10月4日）

「今や全国に進歩的教員追放の旋風がまき起っている。一寸見わたしたただけでも、水戸の梅本……弘前大の関戸、青森大の及川……等々恐るべき状態である」（全学連「都道府県学連代表者会議議案」<sup>(22)</sup> 1950年3月11日）

## 【岩手県における教職員レッド・ページ】

### 一 教職員定数削減とレッド・ページ

#### (一) 定員・定額制による教職員整理

1949年にはドッジ・プランの一環としての定員・定額制の実施にともなう教職員の行政整理が全国で問題化したが、岩手県でも県職員の行政整理とならびこの問題が8月定例県議会の焦点となった。ここでは、定員・定額制による文部省査定枠を基本にこれを超える教職員整理を主張する側現と現員確保を要求する教育委員会の見解が対立し紛糾したが、双方の妥協により小・中学校教職員170名（教員140名、県教委事務局職員30名）整理を内容とする教育予算および定数条例を可決し9月6日閉会した。

県教委はこれに不満を示しつつも「9月中には希望退職者を求め与えられた数まで整理を断行しなければなるまい」との意向を同日表明した（『新岩手日報』1949年9月7日）。一方、国分知事は9月8日、教育予算に関する声明を発表し、教職員の整理方法について「右定員（文部省査定枠の

定員——引用者)は年度末たる3月末日までに現員をこれに合わせさえすればよいことになっているので例年の例によれば文部省通達通りに『現在の過剰人員については年間に自然退職等の方法により整理され』その実現を期することができると考えられこれに相当する恩給、退隠料も計上された」との見解を明らかにした(『新岩手日報』1949年9月9日)。

この段階では、170名の整理方法について県教委、県は希望退職あるいは自然退職という形で考慮していたことは明らかであり、辞職勧告等による強制退職あるいはレッド・ページを念頭においてはいなかったものと思われる。「本県における自然退職者は毎年400名位」(『新岩手日報』1949年9月4日)であったから、強制退職による必要は全く存在しなかったからである。

## (二) レッド・ページへの転回

① ところが、県教委は9月17日の定例会において突如、以下の5項目からなる教員人事刷新基準に基づく教員整理の方針を決定した。<sup>(23)</sup>

- 1) 正当な理由がなくて長期にわたり欠勤するもの
- 2) 正当な理由がなくて出欠常ならぬもの
- 3) 民主教育の建設に非協力的で新教育担当の任に堪えないと認められるもの
- 4) 職責遂行に必要な研修を怠り新教育の任に堪えないと認められるもの
- 5) 勤務地域の公正な世論によってはなはだしく指弾を受けるもの

教育刷新基準に基づく整理は、これへの該当者に対して強制退職を迫ることを前提とするものである。僅か10日前の希望退職、自然退職という方針が何故強制退職を含むものに急転回させられたのであろうか。これについて次の新聞報道に注目しよう。

「山中教育長は定員定額の問題について文部当局の善処方を要請するためさる6日上京文部省、地方自治庁……を訪れ11日帰県した。……県会で議決した170名の整理は大体月末に行われる模様で12日の事務局部長会議、15、16の管理課長会議、20日の県教委定例会で基本線が討議されることになっている」(『新岩手日報』1949年9月13日)

後に山中氏自身の口から語られるように、このさり気ない記事の中に急転回の秘密があった。県議会終了当日山中教育長が上京したのは、陳情の為に自ら赴いたのではなく文部省から極秘に呼びだされたからである。文部省は、9月7日、8日の両日全国教育長会議を招集し(7日——東日本ブロック、8日——西日本ブロック)各都道府県におけるレッド・ページを指示した。<sup>(24)</sup>山中教育長は、9月7日の会議において岩手県におけるレッド・ページを指示されていたのである。帰県の翌日から慌ただしく事務局局会議を開催したのは、これに対する方針を早急に策定する必要があったからである。

ここにおいて、定員・定額制に基づく教職員整理とレッド・ページが結合することになった。

② 県教委は、9月30日、10月1日の両日にわたる秘密会議で辞職勧告の対象者を最終的に確定した。整理は希望退職と辞職勧告の二本建でなされることになり、辞職勧告は10月5日から開始された。

この結果、10月19日現在の集約で、希望退職者277名、退職勧告者33名(うち勧告を受諾し退職者10名、保留・拒否者23名)と発表され(『新岩手日報』1949年10月20日)、整理予想人員をはかるかに超える287名の退職がこの時点で確定した。県教委管理課長会議では140名の新採用を決定した(10月18日)。なお、希望退職者、退職勧告者を合せた310名の内訳は次のようにされている。

小学校……校長12、教員64、助教79、養護教員5

中学校……校長 7, 教員 65, 助教 78

## 二 当事者によるレッド・ページの告白

辞職勧告による教員整理が、占領軍・文部省の指示によるレッド・ページであったことが、当時これを担当した県教委事務局幹部自身の赤裸々な証言によって明らかにされた。やや長文になるが極めて貴重な証言であると考えるので、以下これを紹介する<sup>(25)</sup>。

千葉（当時、紫波出張所管理課長——引用者） レッド・ページが全然なかった出張所もあったんではなかったろうか。岩手紫波は 2 名だった。

油井（当時、江刺出張所管理課長——引用者） ランクが二通りぐらいあって、赤マルと青マルというのがありましたね。

司会（佐々木惣吉氏、当時、県教委学校教育課主事——引用者） 記録には 40 名とあります。

清水（当時、県教委学校教育課主事——引用者） あのね、ぼくは山中教育長に呼ばれて極秘文書を見せられた。『これは占領軍の命令だが、何とかする道はないか。名簿はここにある』というので、それを受取って見たら、赤と青のインクで複写にとったもんでした。極秘の文書で、絶対に部外に出してはいかんということでした。

ぼくから見ると、この人がと思うような共産党員でもないし、シンパ……でもない、おかしいなと思うような人まで名前がのっている。その中には、大変偉い教育界の大指導者になった人の名前なんかもっていました。

山中教育長の意向でぎりぎりの最小限に抑えることになり、ぼくも早速……管理課長さんたちに集まってもらって秘密会議を開いて、各出張所管内の該当者をお知らせして対策を協議したことがあったんです。

なにせこちらの方の意志でなく、絶対従わなければならない方からの命令なので、どうにもならなかったわけです。……ということで、管理課長さんたちは大分頭を痛めたと思うわけです。

佐藤（元県視学官——引用者）条件があったんじゃないですか。こういうものというような——。例えば共産党員とか、それから在郷軍人とか、あるいは武徳会など——。

清水 職務上の適格性を欠く者ということだったんですね。勤務成績不良の者とか、職務能力の低い者、あるいは学校経営上非協力の者など——。

司会 趣旨はレッド・ページなんだが、共産党員とか、赤いという言葉は全然使っていないんだね。

油井 はじめて赤マル青マルの名簿を公開していただいた会議の場所は、たしか公会堂だったと記憶しています。その後何度も会場を変えて会議がもたれましたね。私の管内には青マルしかありませんでしたけど——。

千葉 赤いのをボクは 2 人。

佐藤 赤とか青というのは何だったんですが。

三田地（当時、胆沢出張所管理課長——引用者） リトマス試験紙みたいなもので分類したのではなかったですか。

千葉 赤は完全に党員ということだったな。

大島（当時、下閉伊出張所管理課長——引用者） 私の管内には 11 名あった。これは全部切れという。証拠も何もいらぬ。無条件で切れという。これはレッド・ページだけれども、共産党員

を切るということは一言も出してはならん。中には履歴詐称の疑いがある者、それから素行おさまざる者、まだ入っていると、こういうお話だった。

それでその時の辞令の文言は、地方自治法第何条によりというものだったんです。当時のその取り扱いには佐々木先生だった。

司会 そんなったえか。

大島 それでいただいていく時に呼ばれて、渡してしまったらどこに出て、そこから電報を打て、費用は後で送るからということだったんです。いわゆる危険があるかもしれないからということで、本庁としてはいろんな配慮をしてくれていたようです。

実際、任地に帰っていったら、警察から人が来たんです。そうして、出かけるときは必ず行く先を教えて下さいといわれました。

該当者の中に、しつこく食いが下がったのが1人あったんです。いつのまにか復帰して、いま校長になっていますよ。それがだね、いまここでやめろといわれても、子どももあれば細君もあるから困るというわけだ。……猶予期間を三カ月おいたらどうかといったら、それなら何とか考えてみるという。

そこで、こういうことでいかがでございますかと本庁に電話をしたら、のばしてもいいとおっしゃる。早速辞令を送るから日付を直してやってくれというので、そのとおりにした。ところがですね、日付を直して渡したことが細胞の新聞に出ているんです。大島というのはけしからんやつだ。公文書の偽造をしているとか、月日を勝手にのばしているとかいってね。

千葉 当時レッド・ページで切った者を、また採用したことがあるんだね。

大島 私の知っているのは全部採用されてるんです。

佐藤 どういう時に、どんな理由で戻ったのかな。

司会 依願退職の形でやめてもらったから、その後改心の情顕著につきということで採用になったんですね。

清水 それは独立国になってからじゃないですか。

大島 一番早いのは三か月で復帰してます。もちろんこれは……ワイセツ関係の者だった。しばらくしてから、安家の中学校に勤めているとかで年賀状をくれた者がある。みると筋金入りで切ったはずの者からだった、という具合で、あの時切った者はほとんど戻ってます。

千葉 下閉伊は教員が足りなかったという事情もあったろうからね。ぼくの所は二人とも戻っていない。

…… (中略) ……

高橋 (一) (当時、和賀出張所管理課長——引用者) われわれ同士ではレッド・ページとっておたけれども、対外的には絶対そういわないことにしていたね。あの時は、高等学校関係もみな預けられていたわけですよ。だけれども、とつても高等学校じゃ人もよく知らないし、これは本庁の学校教育課長さんをお願いしたはずですよ。

…… (中略) ……

山中 (当時、県教育長——引用者) あの時、ぼくは極秘で文部大臣に呼ばれた。行ってみるとブロックごとの教育長招集で、GHQの命令だから理屈なしに退職させてくれということだった。

ぼくが渡された名簿には、40名ばかりの名前がのっていたが、最終的には15、6名にしばったんです。そうしたら軍政部が来てね、うるさいんだ。「これはそうじゃないか、なぜ切らんか」とか「教育長、責任をもつか」とかいってね、そういう経緯がある。

それから、みなさんの方で手を焼いている者や高等学校関係の者は、最後はぼくのところに呼ん

で了解してもらった。……

千葉 岩手紫波の二人は、私のところでは何ともならなかった。あの当時の所長は吉田政一郎氏、あの人は頑として「今の日本の教育は軍政部の指令を受けてやっている。その政策の一つとして不適格者を排除するのだから、君たち二名は該当者として退職願を書いて出せ」といって、「これ以上いうことはないから、いくら来てもダメだ」と突っぱねた。

以上の証言は、1949年から1950年にかけて全国を席捲した「教職不適格者整理（追放）」旋風の経緯と本質を語って余りある貴重な一文である。これは、当時、仰々しく宣伝された教育委員会談話、人事刷新方針、調査活動、慎重審議等々のヴェールを剥ぎとりその虚偽を白日の下に晒すものである。

### 三 被勧告者数および彼等の対応

被勧告者については、33名とするものと40名とするものの両説があるが、33名説は小・中学校に限定した数であり、高校を含めたものが40名説である。従って、被勧告者数は40名（小・中学校 33名、高校7名）である。

退職勧告に対する対応は、10月19日現在、小・中学校関係では受諾者10名、保留・拒否者23名と発表されている。県教委は、保留・拒否者23名中10名に対して10月19日付で休職処分を発令した。なお、保留・拒否者の残りの13名および高校の7名のその後の対応については不明である。

辞職勧告の対象者は「新しい教員の担当に不適当と認められている赤い教員または成績不良のもの」（教育委員会談）<sup>(27)</sup>の二者が選定されたが、本来の趣旨である「赤い教員」=共産黨員・同調者と見なされた者が40名中どれ位含まれていたかは不明である。しかし、「そのうち10数名だけは赤い教員」（『新岩手日報』1949年10月19日）という報道、前記座談会における山中発言および休職者数10名という事実からすると10数名と推測される。

前記座談会によると、勧告を受諾し退職した者の可成りの部分が、その後「改心の情顕著」と認められ復職した模様である。一方、勧告を拒否し休職処分に付された者および共産黨員たちによる闘いの経過と結果については現在のところ不明である。<sup>(28)</sup>

### 四 岩手県教組の対応

① 県教組は、産別系の県労会議が極左的偏向に陥っているとして1949年4月これを脱退、以降、電産、全通等の見解を同じくする単組と相図り民同派組合を糾合した県労連（岩手県労働組合連合）結成（1949年8月22日）の推進勢力として活動を進めてきた。

② 岩手県教職員組合編『岩教組20年史』（1977年）は、自県における教員レッド・ページについての記述を完全に欠いているユニークな県教組史の一つである。この沈黙は、ファッション期における“抵抗としての沈黙”とはその性質を全く異にするものである。この著作の編集者たちは、レッド・ページに沈黙することによって何も語っていないのではない。逆に、沈黙（黙殺）という形を通して多くを語っているのである。それは、既述の文部省『学制百年史』と共通の心理があったものと思われる。

③ レッド・ページの問題に関し県教組と県教委・民事部の間でどのような接衝がされていたかについては現在のところ不明である。しかし、次の新聞報道は、県教組が事前に了解を与えていた

ことを推察させる。

「本年度第 11 回教委会議は 30 日午後 1 時から開かれ、かねて審議中であった教員人事刷新方針について……秘密会を続行した。

第 2 日目のきょうは午前 9 時から岩手民事部教育課長の指道、県教員組合との懇談の後再び審議する」(『新岩手日報』 1949 年 10 月 1 日 傍点——引用者)

10 月 1 日の教育委員会は、辞職勧告が 10 月 5 日から実施されていることからして勧告者を最終的に確定する秘密会議であったと思われる(次の教育委員会開催は 10 月 5 日)。その為に民事部の承認を得、県教組の了解を得ようとしたのがこの記事の意味するものであろう。

④ 県教組、県高教組がレッド・パージを黙認していたことについて以下の記述がある。

「昭和 25 年の定期大会に、刷新人事の問題が出た。……下南支部にも該当者がいたし、思想・信条の自由の意味からも私は真っ向から反対した。

だが小笠原委員長は、政令 201 号の解釈からいって、やむをえないから黙認するという態度だった。私はマッカーサー指令にもとづくものである以上、二・一ストの例にみられるように負けるには違いないが、承認することと負けることは違うから、反対すべきだと主張した。……大会承認は不当だといった。

反対論者には、共産党員だった佐久間博や婦人部委員だった藤滝タマなどがいた。

休憩の時間に、木造のボロ講堂の片すみに設けられた茶飲み場で、私が番茶をすすっていると、小笠原が大きな体を寄せながら、だれにいうともなく、『どうも、このごろ腹が太くなって——』と、べんべんたる太鼓腹をたたいて、腹の中を知ってくれといわんばかりの態度をみせた。『どうせ、ガスでもたまっているんだろう。』と私がいうと、彼は笑いながら去っていった」<sup>(29)</sup>

「彼は当然岩手県教員組合は、一組合員たるその数名の人々の生活擁護のためにもパージの不当を鳴らして起ち上るだろうと信じていたが、組合は組織としても個人としても、何ひとつ抵抗を試みようとはしなかった。……組合を抵抗運動に起たせることに絶望した結果が、彼の役所へのお百度まいりとなったのだった。だが、組合さえも守ろうとしない者を、どうして東京政府の出先機関が守ってやろうなどとするはずがあったろう！」<sup>(30)</sup>

## 五 その他

① 1949 年 7 月 26 日、県教委は、教職員の政治活動・政治教育の制限を趣旨とする「学校における政治活動について」と題する見解を決定し各校に通達した。② 県内の大学・専門学校におけるレッド・パージの動向については不明であるが、岩手大学農学部・小野隆祥氏の退職(1950 年)がこれに関連している可能性もある。<sup>(32)</sup>

## 補 注

「レッド・パージは、戦後教育史上、最も大規模な教職員弾圧事件」と記したのは、約 1,200 名におよぶ大量の教職員が行政処分としては極刑たる免職・強制退職によって一斉追放されたという戦後教育史上類例のない弾圧の量的側面にも注目したのであるが、これに尽きる訳ではない。弾圧の質的側面(弾圧の目的、性格、方法、影響等)に着目してもこのことを主張しようと考えている。

まず、弾圧の性格についてであるが、レッド・パージは、具体的行為に対する処罰ではなく共産

党員・支持者であるという思想・信条それ自体を処罰の対象としており、その意味では戦前の治安維持法制下の弾圧と類似した性格を有する。このような性格を反映して、処分は具体的理由を明示することなく事実上強権的超法規的方法によって遂行された。

さらに注目すべきは、弾圧の影響という問題である。これについて筆者は、北海道のケースを分析し次のように指摘したことがある。

『『上からの』教育改革＝占領教育政策の矛盾・限界を認識しはじめその批判・克服を志向していた自覚的な『下からの』教育改革の有力なない手を排除し、そのいくつかの障地を壊滅させ運動を挫折せしめたこと、……さらに、重要なことは、北海道全体の教職員あるいはその組織のなかに『アカ』とみられることの恐れ、それを回避しようとする心理、行動あるいはより積極的に反共的意識、気分を醸成・強化することによって、組合運動、教育研究運動のよって立つ広い土壌の胎内に未発の形で潜在した改革志向・エネルギーを窒息させ、また、新たな改革主体の出現とその影響力が行使される可能性を未然に摘みとったこと、の二点に要約することができる。

従ってパーージ（purge＝追放、一掃、除去）されたのは、実は、被追放者26名というよりも、当時その姿をあらわしていた小さくはあるが若く生命力の強い『下からの教育改革』推進の主体であり未発のあるいは未来の運動の芽とエネルギーであった、といえよう。

組合運動における『自由にして民主的な労働組合運動』を標榜する路線（民同路線）の確立、教育研究・実践運動における『新教育』の普及、徹底という占領教育政策は、これらの主体、芽、エネルギーを暴力的におしつぶしその屍の上に聳え立つことになったのである<sup>(33)</sup>

レッド・パーージの影響という問題は筆者にとって今後の論証課題であるが、北海道での分析はほぼ全国に通用するのではないかという仮説をもっている。レッド・パーージは、教育をになう「民主的主体の形成」(五十嵐顕)<sup>(34)</sup>に深刻なブレーキをかけることにより戦後教育改革の民主的展開を逆行させるスプリング・ボードとなった。

なお、教育運動史研究における「弾圧」概念の厳密な規定が筆者には欠けている。これについては、岡本洋三『教育労働運動史論』(1973年)、塩田庄兵衛『弾圧の歴史』(1965年)に貴重な指摘がある。

#### 〈注〉

- (1) このようななかで、当時、原則的な闘いを組織した秋田（『秋教組この二十年』）、新潟（『新潟県教職員組合史第一巻』）の県教組史は例外的存在である。
- (2) 牧証名「レッド・パーージ裁判」（森田俊男編『国民教育運動 4』 明治図書 1971年） 38頁。
- (3) 久米茂「戦後教育史の『死角』」 『教育』 第162号 1963年10月 国土社。
- (4) 大川毅「レッド・パーージの思い出」（教職員レッドパーージ三十周年記念刊行会編『三十余年の星霜を生きて』 あゆみ出版 1983年） 390頁。なお、「11月中旬」（三上齋太郎「青森県におけるレッド・パーージ」 同上所収 383頁）、「11月14日」（『アカハタ』 1949年11月23日）とするものもある。また、秋元良治『青森県教組結成覚え書』（北の街社 1974年）では「12月5日」（266頁）とされているが、これは誤りと思われる。
- (5) 三上齋太郎 前掲書 381頁。
- (6) 同上。
- (7) 県教組の県教委に対する1949年11月17日付「申入書」。これは、三上齋太郎、前掲書（385頁）よりの重引。
- (8) 大川毅 前掲 390頁。
- (9) 同前 391頁。
- (10) これについては、拙稿「教員レッド・パーージ裁判の検討（一）」（『釧路論集』 第12号 1980年）を参照。
- (11) 同前 381頁。

- (12) 同前 38 頁.
- (13) 秋元良治 前掲書 264-266 頁.
- (14) 三上斎太郎 前掲書 381-382 頁.
- (15) 藤田ノブ「レッド・パーージ回想」(前掲『三十余年の星霜を生きて』) 387 頁.
- (16) 三上斎太郎 前掲書 384-385 頁.
- (17) 同前 382 頁.
- (18) 同前 383 頁.
- (19) 同前 383-384 頁.
- (20) 宮原誠一・他編『資料日本現代教育史 2』(三省堂 1974 年) 159 頁.
- (21) 大川毅 前掲書 390 頁.
- (22) 三一書房編集部『資料 戦後学生運動 2』(三一書房 1969 年) 682 頁.
- (23) 『新岩手日報』 1949 年 9 月 18 日.
- (24) これについては、阿部彰「教育長天野武利論」(『大阪人間科学部紀要』 第 8 巻 28-29 頁), 光山松雄『ある証言』(鳩の森書房 1970 年 603-604 頁), 『季刊 教育運動研究』第 10 号(あゆみ出版 1979 年 188 頁) および拙稿「北海道における教員レッド・パーージ(一)」(『北海道教育大学紀要(第一部C)』 第 31 巻第 2 号 48 頁) 参照.
- (25) 六三制研究会『岩手の教育行政物語』(熊谷印刷出版部 1980 年) 411-415 頁.
- (26) 33 名としているのは、『新岩手日報』 1949 年 10 月 20 日付および『朝日新聞(岩手版)』 1949 年 10 月 20 日・26 日付, 40 名としているのは, 前掲『岩手の教育行政物語』(412 頁, 472 頁).
- (27) 『朝日新聞(岩手版)』 1949 年 10 月 20 日.
- (28) 『アカハタ』 1949 年 11 月 25 日付に, 石巻市湊小学校の女教員の動向が報じられている.
- (29) 佐々木寿雄『落第校長』 労働教育センター 1979 年 183-184 頁.
- (30) 高野善一『小説 偏向教師』 鳩の森書房 1976 年 73 頁. なお, 高野氏は, 「偏向教育」攻撃により(文部省「偏向教育」24 事例の一つにあげられる) 1954 年免職を通告され退職させられている. 本書は, 「あったがままの実録」(はじめに) を綴ることによって「一種の再審請求書」となっている.
- (31) 『新岩手日報』 1949 年 7 月 26 日.
- (32) 小野隆祥「戦後岩手における大学と私」(地域と大学研究会『地域と大学研究紀要』 No.2 1981 年) 53 頁.
- (33) 拙稿「北海道における教員レッド・パーージ(三. 完)」(『北海道教育大学紀要(第一部C)』 第 32 巻第 2 号 1982 年) 90-91 頁.
- (34) 五十嵐顕・他『戦後教育の歴史』(青木書店 1970 年).

(本学助教授・釧路分校)